

旭陵同窓会ゴルフ同好会会則 (27年度)

旭陵同窓会
会長 木下 毅

第1条	名称	：本会は旭陵同窓会ゴルフ同好会と称する。
第2条	目的	：本会はゴルフを通じ、旭陵同窓会の親睦を図ると共に、会員相互の懇親を目的とする。
第3条	事業	：本会の事業は、旭陵同窓会開催日以前にゴルフ親睦会を行い、同窓会当日に成績発表及び表彰を行う。
第4条	役員	：本会は役員として会長、ゴルフ幹事、事務局をおく。
第5条	役員の選出	：ゴルフ会長・ゴルフ幹事は任期による改定年度の同窓会会長が任命する。事務局は当番幹事のサブ幹事とする。
第6条	役員の任期	：役員の任期は会長は2年、ゴルフ幹事も2年、事務局は当番年度（輪番）のみとする。
第7条	入会	：旭陵同窓会メンバーに限る。
第8条	会費	：年会費は設けず、参加費のみとし、金額はゴルフ幹事が決定する。プレー費（食事）等は本人負担とする。
第9条	HCの決定	：ダブルペリア方式とし、親睦の観点から青天井とする。
第10条	競技	：18ホールズストロークプレーとする。
第11条	順位	：同ネットの場合は (1) ハンディキャップが少ない方 (2) 生年月日で年齢が高い方の順で決定する。 ベストグロスが複数いた場合はハンディキャップが多い方
第12条	賞品	：ゴルフ幹事にゆだねるが、参加費の範囲内とする。
第13条	剰余金	：剰余金は総会運営費に振替える。
第14条	参加	：ゴルフ幹事・事務局全員が一致協力し参加者を募る。
第15条	その他	：プレー進行は速やかに行い、他人の迷惑にならないようとする。 本会則の定めのない事項及び各条の解釈については、役員が常識を持って決定し、全員はこれに従う。 持ち回りの会長杯は初年度のみ同窓会にて作成し、管理は母校に委ねる。 事務局はサブ幹事代表自宅とする。

ゴルフ事務局

荒川 健一 (51期)